**さつま町教育大綱**

**第2次**

**さつま町教育振興基本計画**



令和2年3月

さつま町教育委員会

は　じ　め　に

さつま町教育委員会では，「さつま町教育振興基本計画」の計画期間が令和元年度に終了するにあたり，新たに「第２次さつま町教育振興基本計画」を策定しました。

これまでの本町の教育行政における施策の成果や課題等を踏まえるとともに，国・県の教育振興計画の方向性を参酌し，さらに，令和元年度に児童生徒，保護者，校長，教職員等を対象として実施した「アンケート調査」の結果等を踏まえ，令和２年度（20２０）を初年度として，将来における本町の教育の姿を明らかにしたものです。

本計画は，本町の教育行政の最も基本的な考え方を示した「さつま町教育大綱」の基本理念である“さつまの挑戦　未来を拓く　人づくり”の実現に向けた取り組みを，今後，５年間（令和２年度（２０２０）～令和６年度（２０２４）で計画的に推進するため，６つの教育基本施策と１８の教育基本項目等を定めたものです。

今後，本計画に定めた施策に着実に取り組み，さつま町の教育のさらなる飛躍，発展のため，学校，家庭，地域，町民の皆様とともに取り組んでいくことが何よりも重要であると考えております。

結びに，本計画の策定に際し，貴重なご意見及びご審議をいただきました多くの皆様や「さつま町教育振興基本計画検討委員会」委員の皆様，ご協力をいただきました関係者の方々に感謝を申し上げるとともに，町民の皆様の一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和２年４月

さつま町教育委員会

**目　　　　　　　　　次**

[１ 教育振興基本計画の策定にあたって 1](file:///Z:\☆☆☆☆☆令和の仕事★★★★★\0301　　★　さつま町教育振興計画（大綱）（H31中策定）\★R2.3.23【最新）さつま町教育振興基本計画（案).docx#_Toc35438288)

[（1） 教育振興基本計画策定の背景 1](file:///Z:\☆☆☆☆☆令和の仕事★★★★★\0301　　★　さつま町教育振興計画（大綱）（H31中策定）\★R2.3.23【最新）さつま町教育振興基本計画（案).docx#_Toc35438289)

[（2） さつま町教育振興基本計画の策定状況 2](file:///Z:\☆☆☆☆☆令和の仕事★★★★★\0301　　★　さつま町教育振興計画（大綱）（H31中策定）\★R2.3.23【最新）さつま町教育振興基本計画（案).docx#_Toc35438290)

[（3） 第２次さつま町教育振興基本計画策定の意義 2](file:///Z:\☆☆☆☆☆令和の仕事★★★★★\0301　　★　さつま町教育振興計画（大綱）（H31中策定）\★R2.3.23【最新）さつま町教育振興基本計画（案).docx#_Toc35438291)

[２ さつま町の教育振興基本計画 3](file:///Z:\☆☆☆☆☆令和の仕事★★★★★\0301　　★　さつま町教育振興計画（大綱）（H31中策定）\★R2.3.23【最新）さつま町教育振興基本計画（案).docx#_Toc35438292)

[（1） 第２次さつま町教育振興基本計画の構成 3](file:///Z:\☆☆☆☆☆令和の仕事★★★★★\0301　　★　さつま町教育振興計画（大綱）（H31中策定）\★R2.3.23【最新）さつま町教育振興基本計画（案).docx#_Toc35438293)

[（2） 各種計画との整合と位置付け 3](file:///Z:\☆☆☆☆☆令和の仕事★★★★★\0301　　★　さつま町教育振興計画（大綱）（H31中策定）\★R2.3.23【最新）さつま町教育振興基本計画（案).docx#_Toc35438294)

[（3） 計画期間 3](file:///Z:\☆☆☆☆☆令和の仕事★★★★★\0301　　★　さつま町教育振興計画（大綱）（H31中策定）\★R2.3.23【最新）さつま町教育振興基本計画（案).docx#_Toc35438295)

[３ 教育を取り巻く時代の潮流 4](file:///Z:\☆☆☆☆☆令和の仕事★★★★★\0301　　★　さつま町教育振興計画（大綱）（H31中策定）\★R2.3.23【最新）さつま町教育振興基本計画（案).docx#_Toc35438296)

[（1） 国の動向 4](file:///Z:\☆☆☆☆☆令和の仕事★★★★★\0301　　★　さつま町教育振興計画（大綱）（H31中策定）\★R2.3.23【最新）さつま町教育振興基本計画（案).docx#_Toc35438297)

[（2） 教育をめぐる社会の状況 6](file:///Z:\☆☆☆☆☆令和の仕事★★★★★\0301　　★　さつま町教育振興計画（大綱）（H31中策定）\★R2.3.23【最新）さつま町教育振興基本計画（案).docx#_Toc35438298)

[４ 本町の教育行政を取り巻く状況 8](file:///Z:\☆☆☆☆☆令和の仕事★★★★★\0301　　★　さつま町教育振興計画（大綱）（H31中策定）\★R2.3.23【最新）さつま町教育振興基本計画（案).docx#_Toc35438299)

[５ 教育行政における現状と課題 23](file:///Z:\☆☆☆☆☆令和の仕事★★★★★\0301　　★　さつま町教育振興計画（大綱）（H31中策定）\★R2.3.23【最新）さつま町教育振興基本計画（案).docx#_Toc35438315)

◇　[さつま町教育大綱 ◇ 42](#_Toc35438335)

[第２次さつま町教育振興基本計画 45](#_Toc35438336)

[１　教育基本施策と教育基本項目 47](#_Toc35438337)

子どもの笑顔と輝きを「オールさつま」で育む教育活動の推進**【教育基本方針】**

[教育基本施策　１](#_Toc35438029)**[子どもと親が安心して暮らせる幼児教育の充実](#_Toc35438029)** [47](#_Toc35438029)

教育基本項目 Ⅰ 子育て環境の充実

Ⅱ 保護者の経済的負担軽減

Ⅲ きめ細やかな子育て支援

[教育基本施策　２](#_Toc35438029)**[まちのみんなで子育てを応援する教育環境の充実](#_Toc35438029)** [47](#_Toc35438029)

教育基本項目　Ⅰ 子育てを支援する地域づくり

Ⅱ 子どもが健やかに成長する環境の整備

[教育基本施策　３](#_Toc35438029)**[郷土に誇りを持ち，志の高い子どもを育てる学校教育の充実](#_Toc35438029)** [48](#_Toc35438029)

教育基本項目 Ⅰ 幼児教育の充実

Ⅱ 教育行政の推進

Ⅲ 学校教育の充実

Ⅳ 薩摩中央高等学校との連携

Ⅴ 学校給食の充実

「さつま学」の推進による人間性豊かな人づくり　**【教育基本方針】**

[教育基本施策　４](#_Toc35438029)**[未来につなぐ生涯学習の推進](#_Toc35438029)** [49](#_Toc35438029)

教育基本項目Ⅰ 家庭教育の推進

Ⅱ 青少年の健全育成

Ⅲ 生涯学習の推進

[教育基本施策　５](#_Toc35438029)**[生涯を通じていきいきと元気で楽しめるスポーツの振興](#_Toc35438029)** [50](#_Toc35438029)

教育基本項目 Ⅰ スポーツを通じた健康づくりと生涯スポーツの推進

Ⅱ 競技力の向上と団体等の育成・支援

Ⅲ スポーツ少年団活動を通じた青少年育成の推進

Ⅳ 社会体育施設の適切な維持管理と有効活用の促進

[教育基本施策　６](#_Toc35438029)**[歴史と文化の薫る「さつま学」の推進と郷土愛の醸成](#_Toc35438029)** [50](#_Toc35438029)

教育基本項目 Ⅰ 芸術文化の創造と郷土文化の継承

[２ 教育基本施策の方向性 51](#_Toc35438338)

[３ 教育基本施策・教育基本項目に基づく施策 59](#_Toc35438339)

[４ 計画の進行管理 76](#_Toc35438340)

[５ 資　　料 77](#_Toc35438341)

# 教育振興基本計画の策定にあたって

## 教育振興基本計画策定の背景

近年，少子高齢化の進行やグローバル化の進展，ＩＣＴ（情報通信技術）やＡＩ（人口知能）の発達などにより，社会情勢が大きく変化するとともに，個々の価値観やライフスタイルも多様化してきました。

また，時代とともに教育分野においても，少子化や核家族化，ＳＮＳの普及により，人と人とのつながりや地域との交流・連帯意識の希薄化，いじめ・不登校問題など，子どもたちを取り巻く環境が大きく変化してきました。

国は，社会情勢の変化や子どもたちを取り巻く教育環境の変化を踏まえ，平成１８年１２月，６０年ぶりに「教育基本法」の全面改正を行い，平成２０年７月に政府として，はじめて“教育の姿”を明らかにした**「第１期教育振興基本計画」**を策定しました。

改正教育基本法には「地方公共団体は国の教育振興基本計画を参酌し，それぞれの地域の実情に応じて当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければなない。」と規定され，本県においては，平成２１年２月に**「第１期鹿児島県教育振興基本計画」**が策定されました。

さらに，平成２７年４月には，地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され「地方公共団体の長は，教育基本法第１７条第１項に規定する基本的な方針を参酌し，その地域の実情に応じ，当該地方公共団体の教育，学術及び文化の振興に関する**総合的な施策の大綱**を定めるものとする。」ことなどを規定した教育行政に関する抜本的な改革が行われました。

## さつま町教育振興基本計画の策定状況

教育委員会では，改正教育基本法に基づき，平成２２年３月，さつま町における１０年間の“教育の姿”を明らかにした**「さつま町教育振興基本計画」**を策定し，併せて，平成２６年度までの前期５年間における具体的な施策等を掲げ，教育行政の推進に努めてきました。

平成２７年３月には，前期５年間の具体的な施策等の課題を検証，整理するとともに，国・県における**「第２期教育振興基本計画」**を参酌しながら，平成３１年度までの後期５年間における**「さつま町教育振興基本計画（後期）」**を策定し，本町の教育行政を推進してきました。

さらに，教育行政の組織，運営に係る抜本的な改革が進められる中，平成２７年４月，県内ではじめて**「さつま町総合教育会議」**を開催し，「さつま町教育振興基本計画（後期）」を**「さつま町教育大綱」**として位置付け，町長と教育委員会が連携して，より効果的に教育行政を推進する総合的な施策を展開し，まちづくりと教育施策が一体となった取り組みを展開してきました。

## 第２次さつま町教育振興基本計画策定の意義

教育政策を推進するにあたっては，法令を遵守するとともに，国・県の教育振興基本計画に基づき，全国的な教育の機会均等や教育水準の維持，向上を推進していく必要があります。

さらに，本町における人口減少・少子高齢化の進行など，教育分野に及ぼす影響や地域の実情，多様化する住民ニーズに応じた計画的な施策を展開していくことが重要です。

未来を拓く子どもたちのよりよい教育環境を充実させるため，本町の将来における“教育の姿”や教育政策を総合的に明らかにするため，引き続き，**「第２次さつま町教育振興基本計画」**を策定します。

**計画の体系図**

**教育振興基本計画（県）**

**参酌**

**（さつま町）**

**教育振興基本計画（国）**

**さつま町教育振興基本計画**

**さつま町総合振興計画**

**さつま町教育大綱**

**整合**

# さつま町の教育振興基本計画

## 第２次さつま町教育振興基本計画の構成

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の３の規定に基づく「地方公共団体の教育，学術及び文化の振興に関する**総合的な施策の大綱**」（以下「教育大綱」という。）と，教育基本法第１７条第２項の規定に基づく「**教育振興基本計画**」の２つで構成します。

このため，“さつま町教育大綱”では，本町の教育分野における『基本理念や教育の基本目標，教育基本方針』などを“第２次さつま町教育振興基本計画”では，教育大綱に基づく『教育基本施策や教育基本項目』など，それぞれを定めることとします。

## 各種計画との整合と位置付け

国の第３期教育振興基本計画（計画期間５年：２０１８～２０２２）及び鹿児島県教育振興基本計画（計画期間５年：２０１９～２０２３）を参酌します。

また，「第２次さつま町総合振興計画」，「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合を図るとともに，教育委員会の所管事務を対象とし，教育に関する諸計画との整合を図ります。

さらに，「さつま町教育大綱」及び「第２次さつま町教育振興基本計画」は，本町の教育分野における最上位の計画として位置付けます。

## 計画期間

★「さつま町教育大綱」（１０年間）

令和２年度（２０２０） から 令和１１年度（２０２９）

**2年**

**(2020)**

**3年**

**(2021)**

**4年**

**(2020)**

**5年**

**(2023)**

**6年**

**(2024)**

**7年**

**(2025)**

**8年**

**(2026)**

**9年**

**(2027)**

**10年**

**(2028)**

**11年**

**(2029)**

☆「第２次さつま町教育振興基本計画」（５年間）

令和２年度（２０２０）から令和６年度（２０２４）

さつま町の教育　「さつま学」とは？

　ふるさと「さつま町」の豊かな自然や地域に深く根付いた歴史や伝統，地域の発展に尽くした先人の生き方，地域資源を生かした町民の主体的な活動などを教育資源と捉え，それらを生かしながら，幼児教育から学校教育，さらに，社会教育まで，生涯学習の観点に立って一貫した教育活動を展開することにより，郷土に誇りを持ち，郷土を大切にする心を育成する教育活動を「さつま学」として推進しています。

# 教育を取り巻く時代の潮流

## 国の動向

**教育基本法の改正**

戦後６０年間，日本の教育の指針となってきた「教育基本法」が平成１８年１２月に改正され，「人格の完成」や「個人の尊重」などの普遍的な教育の目的は大切にしつつ，新たな教育の目標及び理念が明示されました。

さらに，教育行政における国と地方公共団体の役割分担や教育振興基本計画の策定等についても規定されました。

**地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正**

教育の政治的中立性，継続性，安定性を確保しつつ地方教育行政における責任の明確化，迅速な危機管理体制の構築，首長との連携の強化を図るとともに，地方に対する国の関与の見直しを図るため，地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成２７年４月に施行されました。

教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者「新教育長」を置くことや首長と教育委員会で構成される「総合教育会議」を設置すること，さらに「教育，学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を定めることなどが規定されました。

**公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引の策定**

少子化が進行する中，児童生徒のより良い教育環境を整備するため，平成２７年１月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が策定されました。

手引では，子どもたちは集団の中で切磋琢磨しながらの学習や社会性を高める学校の特質を確保するため，学校は一定規模以上を確保することが望ましいことや，地方公共団体の実情に応じた活力ある学校づくりの推進，地域コミュニティの核としての学校の活用など，学校教育の工夫などが盛り込まれました。

学校規模の分類



**学校教育法の一部改正**

学校教育制度の多様化・弾力化を推進するため，学校教育法の一部を改正する法律が平成２７年６月に施行され，現行の小学校及び中学校に加え，小学校課程から中学校課程まで学校教育を一貫して行う学校として，地方公共団体の裁量により「小中一貫教育」を実施することができるようになりました。

**公職選挙法等の一部改正**

少子・高齢化の進行に伴い，有権者全体に占める高齢層の割合が年々増加しており，若者の声をこれまで以上に政治に反映させるため，平成２７年６月に公職選挙法等の一部を改正する法律が施行され，年齢満１８歳以上満２０歳未満の者が選挙に参加することができることとなりました。

**成人年齢の引き下げ**

令和２年（２０２０年）には，１８歳を迎えた者が成人と認められ，高校生であっても自分の意思で契約できるなど成人としての行為が可能となります。そのため，高校生を含む若年者が消費者トラブルや悪質商法の被害に巻き込まれないために必要な考え方を身に付ける消費者教育などが重要になります。

**学習指導要領の改訂**

「学習指導要領」とは，全国どこの学校でも一定の教育水準が保てるよう，文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準です。

学習指導要領の改訂にあたっては，これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することが示されました。

学校で学んだことが，子どもたちの「生きる力」となって，明日に，そして，その先の人生につながってほしい。これからの社会が，どんなに変化して予測困難になっても，自ら課題を見つけ，自ら学び，自ら考え，判断して行動し，それぞれに思い描く幸せを実現してほしい。そして，新しい時代の明るい未来を共に創っていきたい。令和２年度（２０２０年度）から始まる新しい「学習指導要領」には，そうした願いが込められています。

また，教科等の目標や内容を見渡し，特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力，情報活用能力，問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには，教科等横断的な学習を充実する必要があること，加えて，「主体的・対話的で深い学び」の充実に向けて，単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で，習得・探究のバランスを工夫することが大切であることなどが示されました。

＜学習指導要領等の改定のポイント＞

１　知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

　「何を学ぶか」だけでなく「どのように学ぶか」を重視した授業の改善

２　各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

教育活動の質を向上させ，学習の効果の最大限化

　(1) 学校教育の効果を常に検証して改善する。

(2) 教師が連携し，複数の教科等の連携を図りながら授業をつくる

(3) 地域と連携し，よりよい学校教育を目指す。

※　三つの力をバランスよく育む教育の推進

　(1) 学んだことを人生や社会に生かそうとする力【学びに向か力，人間性など】

　(2) 未知の状況にも対応できる【思考力，判断力，表現力など】

　(3) 実際の社会や生活で生きて働く【知識及び技能】



## 教育をめぐる社会の状況

人口減少時代の到来と少子高齢化の進行

少子化の進行に伴い，人口減少及び若年者の割合が低下し，本格的な人口減少社会が到来しています。

人口減少・少子高齢化の進行は，労働力の減少及び社会保障費の増加など，地域社会を維持するうえで，多方面にわたり影響を及ぼすことが懸念されています。

このため，教育分野においては，少子高齢化の進行や世帯の細分化に伴い，子どもたちの生活体験や自然体験の減少，人と人とのつながりの希薄化，規範意識や社会性の低下及び家庭の教育力の低下などが憂慮されます。人との関わりを大切にするコミュニケーション能力の育成のほか，保護者及び地域社会との連携・協力がより一層求められています。

社会経済のグローバル化

グローバル化の急速な進展は，各国の政治，経済のみならず伝統や文化などにも影響を及ぼし，予測困難な時代となり，社会自体を変質させるような変革をもたらすことが想定されます。

さらに，様々な人々と共生するためには，語学力をはじめとするコミュニケーション能力や郷土の伝統文化に関する知識などを身に付けるとともに，新たな知識の習得とそれを活用する力の育成が重要となります。

このため，教育分野においては，子どもたちが世界的な視野をもち，他国の文化や習慣を理解し，尊重するとともに，我が国の伝統・文化を愛し，共に生きる力の育成がより一層求められます。

情通信技術の発達

近年の著しいＩＣＴ（情報通信技術）の発達やＡＩ（人口知能）の飛躍的な進化は，日常生活において，利便性の向上やコミュニケーションの拡充などの面で期待されています。

一方，近年の子どもたちの携帯電話や情報通信機器の利用増加に伴い，メールやインタ

ーネット等を利用する機会が増え，トラブルに巻き込まれる危険が増大するなど，「ネット上のいじめ」という新しい形のいじめの問題も懸念されています。

このため，教育分野においては，ネット社会について十分理解するとともに，情報モラルや情報活用能力の向上を図るなど，インターネット等からの情報を正しく理解し活用できる知識や技術を身に付けることが必要です。

価値観の変化・ライフスタイルの多様化

個々の価値観の変化やライフスタイルの多様化が一層進むことが予想されています。個人の価値観を優先するあまり，利己的な個人主義を生み出すことにつながり，思いやりや感謝の心，奉仕や公共の精神などが失われつつあります。

このため，教育分野においては，学校のみならず，家庭や地域社会との協力・連携を深め，多くの人々との交流や他者との関わりの中から，様々な体験を積み重ねることで，人を思いやる心や助け合うことができる心を育む必要があります。

地方創生

人口減少及び少子高齢化社会が急速に進行する中，国は，地方公共団体に人口減少対策の地方版総合戦略の策定を要請し，各地で地方創生の取り組みが展開されています。

人口減少が続く中，持続可能な地域社会を形成するには，住民自らが主体的に行動し，主権者として自治を担うなど，まちづくりに積極的に関わることが重要です。

このため，教育分野においては，主権者教育をはじめとして，地域社会が一体となって子どもたちの豊かな成長を支えたり，地域活動や多様な文化活動への参加を促進したりすることが重要となっています。

スポーツの大規模大会及び国際大会の開催

令和元年に「ラグビーワールドカップ２０１９日本大会」が開催され，本年は，「２０２０年東京オリンピック・パラリンピック」が開催されます。鹿児島県においても４８年ぶりに第７５回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」，第２０回全国障害者スポーツ大会が開催されることから，本県や国全体でスポーツへの関心の高まりが期待されます。

このため，教育分野においてもスポーツの振興，発展を図ることを目的として，スポーツ競技やトップアスリートの活躍から学ぶ教育をはじめ，スポーツを通じた町民の健康増進と体力の向上を図っていく必要があります。

# 本町の教育行政を取り巻く状況

## 本町の人口・世帯数の推移

本町の人口は，平成27年の国勢調査時点で22,400人となっており，昭和60年から30年間で，7,884人減少しています。

また，昭和55年から昭和60年にかけて，老年人口（65歳以上）が年少人口（0～14歳）を上回り，早い段階で少子高齢化の進展が始まりました。

世帯数も減少傾向にあり，平成27年の国勢調査時点で9,690世帯となっており，30年間で，325世帯減少しています。

世帯当たり人員も，年々少なくなっており，平成27年の国勢調査では，1世帯当たり2.3人となっています。

人口及び世帯数の推移





## 年齢別人口の推移

年齢3区分別人口の推移をみると，15歳未満人口は昭和60年の5,508人から平成27年には2,592人へと減少し，人口に占める比率も1割程度となっています。

一方，65歳以上人口は，昭和60年の5,907人から平成27年には8,472人と4割弱の人口比率となっています。

年齢別人口割合の推移をみると，65歳以上人口の割合は年々増加し，昭和60年時点で15歳未満人口比を上回っており，早い段階で少子高齢化が進展してきました。

年齢別人口の推移



## 将来人口

本町の将来の戦略人口と小・中学生数について，平成27年12月に策定された「さつま町人口ビジョン」では，以下のようになっています。

　目指すべき将来の方向

　(1)　将来人口推計

　　　　社人研※準拠推計では，本町の将来人口は2060年に11,116人と推計されています。

しかし，以下の前提条件（人口減少抑制に向けた取組実施）においては

**2060年：15,166人**と 1.5万人超を維持　 する結果となっています。

|  |  |
| --- | --- |
| 前提条件 | |
| ※社人研準拠推計をベースに，以下の条件を設定 | |
| 合計特殊出生率向上 | ①2014年：1.78から※**2020年：1.89**へ引き上げ  **※　出生数：2014年比＋10人/年**  その後，**2040年：2.1**へ段階的に引き上げ，以降は2.1で一定 |
| 移住者  受け入れ | ②「25～39歳」の世帯が，毎年「2014年比 **＋9世帯**」町内へ移住  世帯の子どもが1人  ③「60～64歳」の世帯が，毎年「2014年比 **＋6世帯**」町内へ移住  子どもは移住しない |
| 人口流出抑制 | ④高校卒業時の地元就職者数が，毎年「2014年比**＋10人**」に増加 |

**将来人口推計**

**年齢3区分別人口・割合推移**



※　社人研：国立社会保障・人権問題研究所

**各年齢層における推計結果**

**【社人研推計】**

**2060年11,116人**

**【本町試算】**

**2060年15,166人**



移住者受入

③「60～64歳」の世帯が

毎年「2014年比＋6世帯」移住

＜子ども（15歳未満）＞

＜子育て世代（25～39歳）＞

＜子ども（15歳未満）＞

＜子育て世代（25～39歳）＞

＜若年層（20～24歳）＞

＜若年層（20～24歳）＞

＜熟年層（60～64歳）＞

＜熟年層（60～64歳）＞

【前提条件（①～④】

＜幼児（0～4歳）＞

＜幼児（0～4歳）＞

合計特殊出生率の向上

①現状：1.78から

2020年：1.89へ

以降、2040年：2.1へ

段階的に引き上げ。

移住者受入

②「25～39歳」の世帯が

毎年「2014年比＋9世帯」移住　※世帯に子ども1人

人口流出抑制

④高校卒業時の

　地元就職者数が

毎年「2014年比 ＋10人」

## 校区別人口・世帯数の推移

本町の校区別に平成17年から平成27年までの10年間の人口の推移をみると，すべての校区で減少傾向にあります。

また，平成３１年（令和元年）と平成２７年の５年間で最も人口が減少したところは山崎小校区で３０４人，盈進小校区で２５６人となっています。

世帯数は，流水，佐志，紫尾，求名小学校区で増加しており，核家族化の進行や外国人在住者世帯がその要因として考えられます。

校区別人口，世帯数の推移

## 小学校児童数及び学級数の推移

平成2２年度以降，町内の児童数は減少傾向にあり，平成3１年度は児童数1,0１９人となっています。平成2２年度と比較すると，児童数は1１.９％の減少となっています。平成28年度から学校再編計画により統廃合が行われ，学級数は減少となっています。

児童数・学級数の推移





## 中学校生徒数・学級数の推移

平成2２年度以降，町内の生徒数は減少傾向にあり，平成3１年度は生徒数5０６人となっています。平成2２年度と比較すると，生徒数は１７．６％の減少となっています。学級数は，１０年間で減少や増加を繰り返し，平成３１年４月の中学校再編により学級数は２５学級から１６学級となっています。

生徒数・学級数の推移



## 学力の状況（学力・学習意欲）

鹿児島県教育委員会が実施している「鹿児島学習定着度調査」による本町の児童生徒の学力の状況を見ると，小学校では，４教科全てで県や地区の平均正答率※を上回っており，学力の定着について概ね良好な結果となっています。

中学校は，県平均と同等か上回る教科もありますが，全体的には県や地区を下回る傾向にあります。特に社会科は県平均正答率との差が大きく学習内容のより一層の定着が必要です。

　また，県との平均正答率の差を，過去の調査を基に経年比較してみると，年々県平均を上回っていく教科もありますが，全体的にはどちらの学年とも，年々県との差が広がっている傾向にあります。

　　「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業への改善と，思考力・判断力・表現力等を高めるために過去問等を活用した習熟を図る場の充実が求められます。

鹿児島県学習定着度調査（平成30年度）】正答率による比較

〔小学校５年生（現小６）の結果〕



〔中学校１年生（現中２）の結果〕



　　　　　　　〔中学校２年生（現中３）の結果〕

※　正答率とは例えば１００人受験した項目で４２人が正答した場合，正答率は，42％になります。

鹿児島県学習定着度調査の推移　県平均を０とした場合の比較

〔県と町との差の同一集団比較　中学校１年生（現中２）〕





〔県と町との差の同一集団比較　中学校２年生（現中３）〕





## 教職員数の推移

本町の小・中学校の職員数は減少傾向にあり，平成2２年度と比較すると小学校で1３.0％減少，中学校では，平成３１年４月の中学校再編により教職員数は，６５人から３５人となっています。

小・中学校の教職員数の推移





## 特別支援教育の推移

平成19年度に特別支援教育が法的に整備され10年余りが経過し，全国的に特別支援教育の対象となる幼児・児童生徒の数は増加傾向にあります。

本町でも同様の傾向にあることから，特別支援教育支援員の確保とともに，特別支援教育の充実を図っていくことが重要となります。

特別支援学級在籍の児童生徒数の推移

※知：知的障害特別支援学級　自：自閉症・情緒障害特別支援学級　肢：肢体不自由特別支援学級

通常の学級に在籍している特別な支援が必要な要支援児童生徒数の推移

特別支援学校児童生徒数の推移

特別支援教育支援員※の推移

※　特別支援教育支援員は，通常の学級及び特別支援学級の対象児童生徒の支援を行う。

## 外国人労働者の増加に対応した学習支援

近年，本町の企業等で働く外国人労働者が増加しており，約４００名の外国人が町内に居住しています。外国人労働者の増加に伴い，言葉の壁や生活習慣，お互いの文化を理解し合える学習機会の創設や積極的な交流活動など，町民と触れ合う環境づくりとともに，外国の子どもたちが安心して学べる学習環境の整備，教育の充実に努めていく必要があります。

さつま町在住外国人数

## 体力・運動能力の状況

全国体力・運動能力，運動習慣等調査の結果を見ると，本町の児童生徒の体力・運動能力は，全体的には全国や県とほぼ同等といえますが，上体起こしが小・中学校男女とも全国平均を下回っていることから，柔軟性を高めていく必要があります。

また，「運動が好き」と回答している児童生徒が全国に比べて多く，小学校男女と中学校男子で約９割，中学校女子で８割が「好き・やや好き」と回答しています。

〔小学校は５年生（現小６），中学校は２年生（現中３）の結果〕

## 健康面、生活面の状況

健康面では，毎日朝食を摂る児童生徒の割合が全国平均より多いですが，毎日摂らない児童生徒も２割に近く，更に食育の充実を図る必要があります。

テレビやゲーム，スマホ等を見る時間は，全国に比べると小・中学校とも少ない傾向にありますが，２割程度の児童生徒が平日に１日３時間以上視聴していると回答しており，不規則な生活や体を動かす時間の減少などが懸念されます。







## 学校施設等の状況

本町の人口は，盈進小学校校区に集中しており，全人口の45％を占めています。また，盈進小学校の児童数は，全体に対する5割を占めています。

宮之城地区には小学校が4校（山崎小校区，盈進小校区，流水小校区，佐志小校区），中学校が１校，鶴田地区には小学校が2校（鶴田小校区，柏原小校区），薩摩地区には小学校が3校（求名小校区，永野小校区，中津川小校区）あります。

地区別の学校施設配置状況

## 財政の状況

平成２２年度以降一般会計における歳入決算額は，149億円から15８億円で推移しており，歳出決算額は，1３４億円から14８億円で推移してきました。

歳入における普通交付税※は，合併算定替による加算が合併後10年間（Ｈ１７年度からH26年度まで）は継続され，その総額は，約54億円から６０億円で推移してきました。その後の5年間（H27年度からR元年度まで）で段階的に加算額が縮減され，令和元年度の普通交付税は約４４億円となる見込みです。

さらに，令和2年度（合併後15年後）からは，合併算定替による普通交付税への加算がなくなることから，今後，普通交付税の縮減や人口減少，少子高齢化等も含め，町ではこれまで以上に厳しい財政運営となることが見込まれます。

※普通交付税：行政サービスに極端な差が出ないよう，財源不足額に見合う額を一定のルールに基づき各自治体ごとに，その年に国から配分される額（財源）

※実質公債比率：自治体の歳入に対する地方債などの借入金の返済額の割合を指標化したもの。通常，３カ年分の平均値。

## 教育費の状

近年，小・中学校の再編に伴う学校施設整備や老朽化した施設等の改修により，町の一般会計歳出決算額における教育費が増加しています。

今後においても，令和４年４月の小学校再編に向けた新校舎の建設や長寿命化計画に基づく施設改修，情報化社会に対応したネット環境の整備，児童生徒１人１台を目標としたタブレットの整備など，教育費予算の増加が見込まれており，教育分野における財源の確保がますます必要となることが予想されます。

# 教育行政における現状と課題

## 幼児教育の充実

◆ 幼稚園教育要領，保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領が，平成30年度から施行され，各幼児教育施設では改訂の趣旨に沿った教育・保育の充実が図られています。



◆ 近年，幼児期の教育がその後の生活等へ与える影響に関する研究が進み，幼稚園や保育所，認定こども園の区分や設置主体の違いに関わらず，全ての子どもが健やかに成長できるよう，幼児期から質の高い教育を提供することの重要性が高まっています。



◆ 世帯構造の変化や地域社会の変化に伴い，子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱えながらも身近に相談できる相手がいないといった家庭教育を行う上での課題が指摘されており，子育てに喜びや生きがいを感じ，子どものよりよい育ちを実現できるような子育て支援が求められています。



* 基本的な生活習慣が十分身に付いていないなど，家庭の教育力の低下が大きな課題となっています。







* 少子化や外で遊ぶ機会が少なくなり，自然とふれあう遊びや社会体験の不足，コミュニケーション能力の低下などの傾向が見られることから，育児サークル等のふれあいの場の環境づくりが求められています。





## 学校教育の充実

◆　学校区ごとの自然・産業・歴史文化等を活かした「さつま学」を推進しています。







◆　いじめ問題等に関しては，「町いじめ防止基本方針」を基に，早期発見・早期対応に努めていますが，不登校児童生徒は年々増加傾向にあり，教育委員会・学校・家庭・関係機関等の連携が重要となっています。







◆　「さつまの３構え」（身構え・心構え・物構え）に沿って，学習の準備・姿勢・態度等の指導が全町的に実施されており，基礎的・基本的な知識・技能は概ね習得されていますが，それを活用する力に課題が見られます。





◆ 教育基本法等の改正及び学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ，今後求めら

れる学力である基礎的・基本的な知識及び技能の習得，思考力，判断力,表現力等の育成，学習意欲の向上や学習習慣の確立を図る必要があります。



◆ 本町児童生徒の学力の状況を見ると，小学校では，県や地区の平均正答率を上回っており，中学校は，県平均と同等か上回る教科もありますが，全体的には県や地区を下回る傾向にあり，授業の改善を含め，基礎的，基本的な学習内容のより一層の定着が必要です。







◆　学習指導要領の改訂に伴い，英語教育，国際理解教育などの一層の充実が求められています。今後も，英語教育指導助手(AＬT)の活用による英語教育や，地域人材を活用した国際理解教育などの取り組みみをさらに充実することが必要です。

## 特別支援教育の充実

◆　障がいのある全ての幼児・児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援や相談・支援体制の一層の充実を図ることが求められています。

◆　近年，特別な支援を要する児童が増加していることから，個々のケースに応じた適切な対応，指導が必要です。

◆　小・中学校等における校内支援体制の充実や研修会の実施，教員の専門性の向上，進学・就学時の切れ目ない支援の推進，就労支援などに取り組んでいます。

◆ 平成28年４月に施行された障害者差別解消法において，基礎的環境整備や合理的配慮の提供が義務付けされました。特に，合理的配慮については，本人及び保護者の要望に基づき，設置者，学校，本人及び保護者が実施可能な配慮について十分に話し合い，合意形成を図ったうえで，適切に提供していくことが必要です。

## ＩＣＴ（情報通信技術）環境の整備と情報活用能力の育成

◆　国のＩＣＴ環境の整備方針等も踏まえ，学校におけるＩＣＴ環境の整備を推進するとともに，教科指導等におけるＩＣＴの効果的な活用により，主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善や児童生徒の情報活用能力の育成に努める必要があります。

また，子どもたちの論理的思考力を高めるため，プログラミング教育の充実に努める必要があります。

◆　タブレット型コンピュータやデジタル教材などのICT環境を充実し，活用することが，児童生徒の学習意欲を高め，学力の向上に資する授業を展開するために必要となってきています。

## 急速に発展する情報化社会への適切な対応

◆ 平成３０年度の高校生の携帯電話，スマートフォンの所持率は95.4％であり，小学生，中学生の普及率も高まりつつあります。



◆　急速に発展する社会の情報化に対応するため，児童生徒の情報活用能力を育むとともに，プログラミング教育，情報モラルの育成の充実が求められています。そのため，ネット依存，情報モラルや外部からの情報を適切に判断し，ネット犯罪の被害から身を守ることについて早期からの体系的な指導を充実させる必要があります。







## 第２次学校規模適正化の推進

◆　本町の児童生徒数は減少を続けており，この傾向は当面の間，継続します。法令上，学校規模の標準は，小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」とされています。本町では，ほとんどの小学校が適正規校を下回っている状況にあります。

◆　少子化の進展により児童生徒数の減少や学校の小規模校化が進んできており，今後も更なる人口減少や少子化が予測されていることを踏まえると，学校規模の適正化について検討が必要になってきます。児童生徒にとって望ましい教育環境はどうあるべきかという観点に立ち，保護者や地域住民等の理解や協力を得ながら進めていくことが必要です。

小・中学校の学級数（令和元年５月１日現在）



小・中学校の学級数の内訳（令和元年５月１日現在）

小学校児童数の現状と将来予測(R元年12月１日現在) （教育総務課調べ）

小学校入学予定者の推移予想　R元.12.1現在（教育総務課調べ）

中学校生徒数の現状と将来予測(R元年12月１日現在) （教育総務課調べ）

中学校校入学予定者の推移予想　R元.12.1現在（教育総務課調べ）

## 安全・安心な教育環境の整備

◆　近年，通学路における交通事故の発生や児童生徒に危害を加える事件が発生し，大きな社会問題となっています。

児童生徒に防犯を含む生活安全や交通安全等についての教育を行うとともに，通学路の安全点検や安全指導の充実，自然災害に備えた避難訓練など児童生徒等の安全を守るための取り組みを推進していく必要があります。

学校施設においては，児童生徒の学習・生活の場であるとともに，災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たすため，その安全性の確保は極めて重要となっています。

宮之城中学校生徒の通学状況（令和元年10月1日現在）



　　宮之城中学校バス通学の状況



## 学校施設等の中長期的な維持管理

◆　小・中学校，学校給食センターを合わせた学校施設の延床面積は全体の約3分の1を占めています。これらの学校施設等は，近い将来に改築や大規模改修を行う必要があり，町の財政の大きな負担となることが考えられます。このため，学校施設等の中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ，長期的な予算配分を確立していくことが必要です。

公共施設等の状況



## 学校施設の老朽化，機能性の充実

◆　老朽化した学校施設が多く，適正な維持管理に努める必要があります。

◆　学校施設等は築30年以上経過している建物が多く，これまで耐震診断結果に基づき耐震補強・大規模改修工事を実施してきました。

しかしながら，建築から長い年数が経過し建物の老朽化が進んでいることや施設設備の不具合もでてきていることから，近い将来において，建替を含めた対策が必要となっています。

さらに，防災機能整備，強化やバリアフリー化，環境への配慮など学校施設に求められる時代のニーズに対応するための対策が課題となっています。

◆　学校再編計画の進捗状況を踏まえ，学校給食センターの統廃合を行う必要があります。

## 薩摩中央高等学校との連携

◆　 小・中学校・高等学校間では，連携した研究会の実施による児童生徒に関する情報交換や学力向上のための授業を通した研修などが進められていますが，今後，更なる学力向上を目指した連携が求められています。

◆　 町内唯一の高校である薩摩中央高等学校は，年々生徒確保が難しくなっており，専門的な技術習得や大学進学に優位なことが高校進学に影響していることから，特色ある学校づくりが求められています。

◆ 長期的な生徒減少が進む中，生徒確保に向けた各種支援体制の強化を図るとともに，高等学校教育としての専門性の確保，教育水準の維持・向上など，町をはじめ，地域・学校が一体となって，魅力ある学校としての積極的な情報発信に努める必要があります。

## 家庭教育の推進

◆ 「家庭教育」は全ての教育の出発点であり，乳幼児期からの親子の愛情による絆で結ばれた家族との触れ合いを通じて，子どもが基本的生活習慣・生活能力，人に対する信頼感，豊かな情操，他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観，自立心や自制心，社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を担っています。





◆　近年の核家族化，少子化等，家族形態の変化や地域のつながりの希薄化に伴い，本来，子どもが身に付けるべき礼儀や生活習慣，規範意識や社会的マナーが十分備わっていないなど，家庭や地域における「教育力の低下」が指摘されています。





◆　家庭教育学級や乳幼児学級，学童期子育て講座などを開設し，家庭教育に対する支援に取り組んでいますが，子育てに関する不安や悩みがありながら，相談しなかったり，学習機会があっても参加しない保護者への対策が課題となっています。

## 家庭教育の支援体制の充実

◆ 家庭教育支援条例制定の趣旨を踏まえ，家庭教育の自主性を尊重しつつ，家庭の教育力を高めるため，地域ぐるみで子育てを支援する基盤の整備に努める必要があります。

◆ 家庭教育を支援するための学習機会の提供や相談体制の整備を図り情報提供に努めるとともに，町，学校・家庭・地域，保健福祉関係機関，企業等と連携した取り組みを推進する必要があります。

## 青少年の健全育成

◆　家庭と地域との結び付きが弱くなったことにより，地域や社会との様々な関わりを持ちながら成長発達していくことが難しくなってきていることから，「さつまの日」の取り組みを中心に地域の教育力の向上を図っていくことが求められています。







◆　地域社会には，子どもたちの日常を見守り，家庭における子育て支援や青少年健全育成等の取り組み，大人や異年齢の友人との交流を通じた様々な体験による人間性の育成等が求められています。



◆　本町には，子ども会やＰＴＡ連絡協議会，地域女性団体や青年団等の社会教育関係団体，公民館等が地域づくりや家庭教育の充実，青少年の健全育成を目指し，地域に根ざした活動を行っています。

## 生涯学習の推進

◆ 人生１００年時代を見据え，人々がそれぞれのニーズに応じた多様な学習や学び直しの機会を充実させ，その学習成果を社会に生かしていくことができる生涯学習社会を構築することが求められています。

本町の出前講座及び生涯学習講座の状況

◆　あらゆる世代の人々が「いつでも」「どこでも」学習できる環境づくりに向けて，町民や地域が一体となって進めていけるよう活動のあり方や運営についての改善を図っていく必要があります。



◆ 社会の急激な変化に伴い，一人ひとりが社会の中で自立して，他者と連携・協働しながら生涯にわたって生き抜く力や，地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付ける必要があります。

◆ 自らの可能性を追求しつつ，地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう，多様化・高度化するニーズに対応した学習機会の提供や人材の養成に向けた学習環境の整備を図る必要があります。





## スポーツを通じた健康づくりと生涯スポーツの促進

◆ 町民に広くスポーツを普及し，健康増進と体力向上を図るとともに，いつでも，どこでも，だれでも気軽に，それぞれの関心や適性に応じて，主体的にスポーツに親しむことのできる生涯スポーツの推進を図っていくことが必要です。

◆　健康志向の高まりやスポーツを通じた健康の保持増進など，各種スポーツ大会の開催によるスポーツ交流の促進に努める必要があります。

町各種大会への参加状況

◆　年代や種目の違い，健康づくりに対する意識の違いなど，スポーツニーズが多様化しており，これらの住民ニーズに対応し，参加者の拡充を図ることが課題となっています。

◆　日頃の運動不足による体力低下や生活習慣病の予防対策として，町民がスポーツに親しみ，生涯にわたり健康で心豊かな生活を送るためには，日常的に気軽にスポーツに触れ，楽しめる環境づくりと，生涯スポーツの普及，促進が求められています。

## 競技力向上と競技団体の育成・支援

◆　少子高齢化の進行がスポーツ競技力にも影響し，競技人口の減少に伴う競技力低下が懸念されます。

◆　競技スポーツにおける競技力向上のためには，若年世代における適切な指導が必要であり，特にスポーツ少年団の指導者育成が重要となっています。

◆　令和２年（２０２０年）開催の『燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会』を契機として，町民のスポーツへの気運を更に高めていく必要があります。

## スポーツ少年団活動を通じた青少年育成の推進

◆　スポーツ少年団の活動が競技種目活動に偏り，勝利至上主義の傾向が見られるため，地域活動やボランティア活動などスポーツ活動以外の領域も取り入れたバランスのよい活動により，本来の目的である「人間つくり」，「体力つくり」を実践し，活動の基本理念に立ち返ることが課題となっています。

スポーツ少年団の活動状況

## 社会体育施設の適切な維持管理と有効活用の促進

◆　年代を問わず誰もが，いつでも，気軽にスポーツに触れ，楽しみながら健康づくりができるような施設環境へのニーズが高まっている中で，計画的な施設維持管理と，効率的な施設運営が求められています。

◆　学校施設開放は，身近でスポーツに親しめる環境づくりや地域の健康づくり，社会体育振興に大きく貢献しているため，小中学校の適正化計画による学校再編に伴う地域体育施設のあり方についての検討が求められています。

## 芸術文化の創造と郷土文化の継承

◆　町民が郷土の歴史や身近な文化財に「触れ，学び，親しむ」ことで郷土を愛する心の醸成に努める必要があります。

◆　各学校において，地域の文化・産業遺産を取入れた教育活動を積極的に行うとともに，音楽や演劇等を鑑賞する機会を設け，豊かな心や感性，創造性，感動する心等の育成に取り組む必要があります。

◆　文化芸術活動は，小学校を対象に「市町村における青少年劇場」を活用し，２年に１回は鑑賞できる体制を継続していますが，県や文化庁の事業は申請が多いことから採択が難しいのが現状です。

◆　全国的にも吹奏楽の町として知られていることから，「吹奏楽フェスタ」や「吹奏楽セミナー」などの音楽活動が行われています。

◆　絵画や美術に対する造詣を深めるため，「さつま美術展」や「まちなか美術館」の開催，さらに文化協会主催による県内でも珍しい「こども文化祭」を開催していますが，「さつま美術展」においては，高校生以上の出展が少ないことが課題となっています。

◆　町内には，県指定文化財９件，町指定文化財６６件があり，適正な保存管理のため，所有者や委託による管理に努めています。

◆　文化財の活用にあっては，文化財ボランティア（愛称：さつまガイド）を組織し，地域の文化財をガイドすることで，「さつま学」の推進の一翼を担っていますが，ボランティアガイドの高齢化が進んでいることから，若年層のガイド育成が課題となっています。

◆　毎年，郷土芸能祭を開催するほか，町内の民俗芸能団体に道具などの整備に要する助成を行っていますが，三味線奏者などを含め後継者不足などにより年々継承が難しくなっていることから，後継者育成が課題となっています。

◆　県や町，民間企業等の開発行為に対し，埋蔵文化財の保存の必要性を周知し，保護に努めています。

◆　民族資料館の活用を図るため，定期的な展示替えや企画展・特別展を開催していますが，現在整備中の県立北薩広域公園歴史ゾーンと併せた企画展等の開催により，更なる集客率の向上対策が求められています。

# さつま町教育大綱

教育大綱の基本理念は，本町の教育行政の最も基本的な考え方を示し

たものです。

**さつま町教育大綱**

****

**Ⅰ 基本理念**

**さつまの挑戦　未来を拓く　人づくり**

**Ⅱ 目指す姿・人物像**

****

**さ** らなる一歩を目指す 子ども

（志の高い 児童生徒）

**つ** ねに努力する 先生

（学び続け，次の一手を工夫し 考える教師）

**ま** あるい 家庭

（慈・厳のバランスのとれた躾をする保護者）

**町** をあげての 取り組み

（教育力の向上・生涯学習に努める地域住民）

**Ⅲ 教育の取り組みにおける視点**

１　時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重

２　社会の変化に対応し，夢や希望を実現する能力の育成

３　学校・家庭・地域・企業等の積極的な連携・協働

４　郷土の教育的な伝統や風土の活用と未来への継承

**Ⅳ 教育の基本目標**

～　笑顔が輝き夢に向かってチャレンジする

人間性豊かな「さつまっ子」の育成　～

**Ⅴ 教育基本方針**

子どもの笑顔と輝きを「オールさつま」で育む教育活動の推進

「さつま学」の推進による人間性豊かな人づくり

* 第2次さつま町総合振興計画【教育関係体系図】平成28年3月策定

【町の将来像】

*ひと・まち・自然　みんなで紡ぐ　さつま町*

【基本方針】　　　　　　≪まちづくりの姿勢≫

語らいで育む，連携と役割を担うまち

**ひと**

交流、連携、協働など、人と人がお互いのつながりの中において、様々な場面で活発にふれあい、子どもから高齢者まで、だれもがいつまでも自分らしく安心して生活できるまちを目指します。

**まち**

悠久の歴史と個性のある地域が育んできた豊かな生活文化を守るとともに、これらの個性や人材を活かしながら地域活動や産業活動を促進し、まちの活力を創出します。

**自然**

紫尾山や川内川、温泉、ホタルなどの豊かな自然や生物との共生を図るとともに、その恵みを享受できる取り組みを進めます。

【基本目標】

基本目標1 まちぐるみで育む，子どもの笑顔が輝くまち

≪基本施策≫

1　子どもと親が安心して暮らせるまちづくり

2　まちのみんなで子育てを応援するまちづくり

3　郷土に誇りを持ち，志の高い子どもを育てるまちづくり

基本目標2 希望に満ちて，生涯をいきいきと暮らせるまち

基本目標3 ともに認めあい，支えあうまち

基本目標4 安全・安心の輪を広げるまち

基本目標5 価値ある資源が活かされるまち

基本目標6 さつま学の推進による人間性豊かなまち

≪基本施策≫

１　未来につなぐ生涯学習のまちづくり

２　生涯スポーツ推進のまちづくり

３　歴史と文化の薫るまちづくり

基本目標7 みんなに優しく魅力あふれるまち

基本目標8 豊かな自然を守り，水と緑に癒されるまち

基本目標9 ふるさとを見直し，資源を大切にするまち

# 第２次さつま町教育振興基本計画

第２次

さつま町教育振興基本計画

第２次さつま町教育振興基本計画は，さつま町教育大綱の基本理念の実現に向けた取り組みを計画的に推進するため，基本施策及び基本項目を定めます。

さつま町教育大綱

Ⅰ　基本理念

さつまの挑戦　未来を拓く　人づくり

Ⅱ　目指す姿・人物像

　　　　　　　　　さ　　　つ　　　ま　　　町

Ⅲ 教育の取り組みにおける視点

１　時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重

２　社会の変化に対応し，夢や希望を実現する能力の育成

３　学校・家庭・地域・企業等の積極的な連携・協働

４　郷土の教育的な伝統や風土の活用と未来への継承

Ⅳ 教育基本目標

～笑顔が輝き夢に向かってチャレンジする

人間性豊かな「さつまっ子」の育成～

Ⅴ 教育基本方針

子どもの笑顔と輝きを「オールさつま」で育む教育活動の推進

「さつま学」の推進による人間性豊かな人づくり

第２次さつま町教育振興基本計画

Ⅵ 教育基本施策

**１　子どもと親が安心して暮らせる幼児教育の充実**

**２　まちのみんなで子育てを応援する教育環境の充実**

**３　郷土に誇りを持ち，志の高い子どもを育てる学校教育の充実**

**４　未来につなぐ生涯学習の推進**

**５　生涯を通じていきいきと元気で楽しめるスポーツの振興**

**６　歴史と文化の薫る「さつま学」の推進と郷土愛の醸成**

# 教育基本施策と教育基本項目

教育大綱で定めた基本理念を実現するための方策として，教育基本方針（１０年間）に沿った６つの教育基本施策（５年間）に沿った教育基本項目をを定め**“オールさつまで子どもを育てる環境づくり”**を推進します。

**教育基本方針**

　　　子どもの笑顔と輝きを「オールさつま」で育む教育活動の推進

**教育基本施策 １**

**子どもと親が安心して暮らせる幼児教育の充実**

**教育基本施策の方向性**

|  |
| --- |
| **★　教育基本項目　★** |
| **Ⅰ　子育て環境の充実**  　１　母子保健サービスの充実  　２　保育サービスの充実  **Ⅱ　保護者の経済的負担軽減**  　１　医療費等の助成  ２　保育料以外の経費に係る保護者負担の軽減  **Ⅲ　きめ細やかな子育て支援**  １　児童虐待防止への取り組み  ２　地域療育支援体制の構築  ３　乳児家庭全戸訪問事業  ４　思春期から妊婦までの支援 |

**教育基本施策　２**

**まちのみんなで子育てを応援する教育環境の充実**

**教育基本施策の方向性**

|  |
| --- |
| **★　教育基本項目　★** |
| **Ⅰ　子育てを支援する地域づくり**  　１　子育て支援拠点事業の充実  　２　子育てに関する情報提供の充実  　３　子育て世代包括支援センター等の開設  　４　未就園児に対する子育て支援の充実  **Ⅱ　子どもが健やかに成長する環境の整備**  １　放課後児童クラブ等の充実 |

**教育基本施策　３**

**郷土に誇りを持ち，志の高い子どもを育てる**

**学校教育の充実**

**教育基本施策の方向性**

|  |
| --- |
| **★　教育基本項目　★** |
| **Ⅰ　幼児教育の充実**  1　就学前教育充実  **Ⅱ　教育行政の推進**  1　開かれた教育委員会運営の推進  2　教育行政の計画的で効果的施策等の推進  3　学校規模適正化の推進  4　再編小・中学校の学校運営におけるフォローアップの強化  5　安全で安心して学べる学校施設及び環境の整備  **Ⅲ　学校教育の充実**  1　自己実現を図るための確かな学力の育成  2　豊かな心と健やかな体を育む教育の推進  3　多様化するニーズや社会の変化に対応した教育の推進  4　信頼される学校づくりの推進  **Ⅳ　薩摩中央高等学校との連携**  1　小・中・高連携教育の推進  2　高等学校振興対策の強化  **Ⅴ　学校給食の充実**  1　安全安心な学校給食の提供 |

***オールさつまで子どもを育てる環境づくり***

**教育基本方針**

「さつま学」の推進による人間性豊かな人づくり

**未来につなぐ生涯学習の推進**

**教育基本施策　４**

**教育基本施策の方向性**

|  |
| --- |
| **★　教育基本項目　★** |
| **Ⅰ　家庭教育の推進**  1　家庭教育学級や講座等の推進  （あらゆる機会における意識啓発と学ぶ機会の拡充）  2　ＰＴＡ活動の推進・充実  3　「早ね・早おき・朝ごはん」運動の推進  4　子どもの読書活動の推進  5　家庭教育に関する相談体制の充実  **Ⅱ　青少年の健全育成**  1　学校・地域団体との連携及び「さつまの日」を中心とした健全育成の体制整備  2　地域おける体験学習の推進による青少年の育成  3　青少年クラブの育成と自主的活動の推進  （個性豊かでたくましい青少年の育成）  4　非行防止体制の充実  5　人権教育・人権啓発の取り組みの充実  6　有害図書から守るための取り組みの推進  **Ⅲ　生涯学習の推進**  1　魅力ある生涯学習講座の開設及び生涯学習環境の充実  2　区公民館及び公民会活動の充実  3　人材バンク活用等による社会参加の促進  4　社会教育団体及び有志指導者の育成  5　学習成果の還元の機会や場の提供  6　人権意識の高揚を図る啓発・広報活動の充実  7　人権学習の機会の充実  8　子ども読書活動推進計画に基づく図書室（館）事業の充実  9　社会教育施設の改修と有効利用の促進 |

**教育基本施策　５**

**生涯を通じていきいきと元気で楽しめる**

**スポーツの振興**

**教育基本施策の方向性**

|  |
| --- |
| **★　教育基本項目　★** |
| **Ⅰ　スポーツを通じた健康づくりと生涯スポーツの推進**  1　各種大会，教室内容等の充実  2　ニュースポーツの普及促進  3　学校体育施設の利用促進  4　地域スポーツコーディネーターの育成  5　多世代参加型スポーツ活動の支援  **Ⅱ　競技力の向上と団体等の育成・支援**  1　競技スポーツ教室等の開催  2　県体や全国大会等出場選手の支援  3　町体育協会等との連携強化  4　スポーツ少年団指導者育成の強化  5　スポーツ合宿の施設利用の充実  6　第７５回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」  第２０回全国障害者スポーツ大会の開催  **Ⅲ　スポーツ少年団活動を通じた青少年育成の促進**  1　スポーツ少年団指導者，保護者の研修  2　適切な活動のための環境整備  **Ⅳ　社会体育施設の適切な維持管理と有効活用の促進**  1　利用者ニーズの把握と効率的運営  2　既存施設の有効活用 |

**教育基本施策　６**

**歴史と文化の薫る「さつま学」の推進と**

**郷土愛の醸成**

**教育基本施策の方向性**

|  |
| --- |
| **★　教育基本項目　★** |
| **Ⅰ　芸術文化の創造と郷土文化の継承**  １　新たな文化施設等の建設  ２　国指定宮之城島津家墓所の活用  ３　芸術文化の鑑賞及び活動機会の提供  （芸術文化の創造と地域性豊かな文化づくりの推進）  ４　文化施設の管理と充実  ５　郷土の文化財の保存と活用  （歴史民俗資料館施設の活用と充実）  ６　観光・文化財ボランティアの育成と活躍の場の創出  ７　伝統的工芸品の伝承活動の促進 |

***オールさつまで子どもを育てる環境づくり***

# 教育基本施策の方向性

教育基本施策１

**≪方向性≫**

**子どもと親が安心して暮らせる幼児教育の充実**

**Ⅰ　子育て環境の充実**

　　◆　妊娠・出産・新生児期及び乳幼児期における健康診断や保健指導の充実を図り，妊娠・出産から育児への継続的な相談・指導による支援体制の確保を図ります。

◆　母子手帳交付をスタートに，行政や地域が温かく寄り添い，親としての知識や情報提供に努め，子どもが育つことへの楽しみや喜びを共有します。

◆　妊娠から出産，育児で困ったときは，行政の支援や地域の協力など，身近に相談できる体制の周知により，安心して子育てができる環境づくりに努めます。

◆　産後の母親に対して，産科病院又は助産施設等を利用し，宿泊型のサービスを提供するなど，出産に関する不安を解消し，安心して育児できるよう産後ケアの体制づくりに努めます。

◆　子どもの父母だけではなく，祖父母や身内，地域の方々と行政が連携し，大切な子どもの育ちを守ります。

◆　保護者の就労と子育ての両立を支援するため，休日保育・延長保育・病児保育等の特別保育サービスの充実に努めます。

**Ⅱ　保護者の経済的負担軽減**

◆　中学校卒業までの子どもの保険診療にかかる医療費や，ひとり親家庭等の子どもと親の保険診療にかかる医療費，予防接種費用の助成，保育料以外に係る経費など，保護者の経済的負担の軽減を図ります。

**Ⅲ　きめ細やかな子育て支援**

◆　児童虐待の発生防止や早期発見・早期対応のため警察署，児童相談所，医療機関等との連携強化に努めます。

　　◆　要保護・要支援児童について，保健師・幼稚園・保育所・認定こども園等・医療機関・療育機関・学校と連携し，個々に合ったきめ細やかな支援の充実を図ります。

　　◆　将来の父親・母親になる児童生徒に対するいのちを育む教育や，保護者を対象にした育児フォーラムなど，充実した子育て支援に努めます。

教育基本施策２

**≪方向性≫**

**まちのみんなで子育てを応援する教育環境の充実**

**Ⅰ　子育てを支援する地域づくり**

　　◆　育児の仲間づくりを支援し，育児についての不安感などの解消を図るため，子育て支援拠点事業の充実に努めます。

　　◆　若い保護者や核家族の保護者が地域で孤立しないよう，保健師，民生委員，子育て支援センター等の関係機関と連携し，相談・助言・情報提供を行える体制を整えるとともに，子育て世代包括支援センター等の設置による妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援に努めます。

◆　未就園児を対象とした交流保育の場を設け，保護者同士の交流や子育て情報の提供などに努め，情報共有できる機会の充実を図ります。

**Ⅱ　子どもが健やかに成長する環境の整備**

　　◆　放課後児童クラブ利用希望者の増加に対応できるよう，保育事業所，教育委員会，学校，地域と連携し放課後児童クラブの設置，充実に努めます。

　　◆　保育所での一時保育や児童養護施設への短期入所の活用に結び付くよう情報の周知に努めます。

教育基本施策３

**≪方向性≫**

**郷土に誇りを持ち，志の高い子どもを育てる**

**学校教育の充実**

**Ⅰ　幼児教育の充実**

　　◆　思いやりの心や基本的生活習慣を身に付けさせる教育に努め，規範意識が培われる指導の充実に努めます。

◆　幼稚園・保育所･小学校と連携し，情報を共有しながら義務教育への円滑な接続を図ります。

　　◆　子どもの発達段階に応じた，適切な支援体制による教育・指導に努めます。

**Ⅱ　教育行政の推進**

◆　教育は，日本国憲法や教育基本法をはじめとする教育関係諸法令に基づき，人格の完成を目指し，個性を尊重し，個人の能力を伸長し，自立した人間を育て，国家や社会の形成者である国民を育成することを使命としています。この使命は，いかに時代が変わろうとも変わることはありません。

　　◆　子どもたちの「生きる力」を育むため，知識・技能だけでなく，学習意欲や考える力を含む「確かな学力」の向上を図るとともに，安全・安心で快適に学べる環境の整備に努めます。

◆　子どもや保護者の多様なニーズに対応するため，相談体制の充実を図る　　とともに，子育てを社会全体で支援する取り組みを進めるとともに，子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し，それぞれに合った適切な支援や援助に努めます。

**Ⅲ　学校教育の充実**

　　◆　児童生徒の学びをより充実させるため，「さつまの３構え」をこれまで以上に推進し，集中して学習に取り組む環境と雰囲気づくりに努めるとともに，夏休み期間等に本町出身の大学生等を活用した「さつまっ子チャレンジ教室」の実施や地域の個性を活かした「さつま学」を推進するなど，特色のある教育環境づくりに努めます。

　　◆　学力向上に向けて，問題解決的な学習など教員の指導法の改善等を図り，基礎的・基本的な知識・技能を活かす力を培うとともに，家庭学習の充実を図ります。

　　◆　不登校児童生徒の解消に向け，スクールソーシャルワーカー・教育相談員を積極的に活用するとともに，適応指導教室や地域・関係機関等との連携の強化を図ります。

　　◆　福祉関係部局との連携や特別支援教育支援員の活動強化等により，特別支援教育の充実を図ります。

◆　複式学級の解消や教育環境の充実のため，学校再編計画等を策定し学校規模の適正化を図ります。

　 ◆　学校施設の計画的な整備を図り，教育環境の充実を図ります。

**Ⅳ　薩摩中央高等学校との連携**

◆　小中高連携研究会を通じ，教員の情報交換や主に学力向上に向けた研修活動の充実を図ります。

◆　薩摩中央高等学校振興対策協議会を中心に，中学生の進路希望等の現状 を把握・分析し確かな募集定員確保のための支援に努めます。

また，奨学資金制度など薩摩中央高等学校に進学する生徒に対する支援に努めます。

さらに，農業分野や福祉分野など特色のある学科が設置されていることから，地域との交流や行事への参画など，特色ある学校づくりを支援し，「行きたい高校」，「目指す進路」となるよう，学校・企業・関係機関等と連携した取り組みを推進します。

**Ⅴ　学校給食の充実**

◆　学校給食は，児童生徒が教科学習を離れて，教師や級友と共に食事をする「楽しい活動の場」であり，他の教育活動には見られない効果が期待されます。

◆　豊かな心や人間性，社会性を育成する上からも，学校給食を教育活動の 中に適切に位置づけ，関係機関と連携し，「食育」に関する取り組みを積極的に推進します。

◆　子どもたちに基本的な食習慣を身に付けさせるため，学校や家庭，地域において，あらゆる機会を通じて「早ね・早おき・朝ごはん」運動の展開に努めます。

◆　地元産食材を積極的に活用しながら，安全・安心で近年の食生活，食文化に対応すべくバランスの取れた献立の提供に努めるとともに，給食指導については，栄養教諭等との連携を図りながら，学校の年間指導計画を工夫するなど，より効果的な取り組みを進めます。

◆　給食センターの運営や調理作業の効率化を図るため，施設の改善を含めた機械設備の計画的な整備に努めるとともに，学校再編計画と合わせた学校給食センターの統廃合や業務委託について検討します。

◆　食材購入に当たっては，関係機関との連携を一層強化し，産地確認を行うなど生産者の交流を深め，地元産の優先的使用に努めます。

教育基本施策４

**≪方向性≫**

**未来につなぐ生涯学習の推進**

**Ⅰ　家庭教育の推進**

　 ◆　家庭教育学級や諸講座，研修会などの機会を通じて，町全体で家庭教育を支えるための意識啓発の推進を図ります。

　 ◆　学校・幼稚園・保育所・認定こども園等と連携し，乳幼児学級や家庭教育学級を開設し，家庭教育の役割や子育ての重要性について，認識を高める機会の拡充を図ります。また，保護者が集まる機会を活用し，学童期子育て支援講座や思春期子育て講座の実施に努めます。

**Ⅱ　青少年の健全育成**

　 ◆　学校・子ども会・ＰＴＡ・青少年団体・ボランティア団体及び青少年育成町民会議等との連携を一層強化するとともに，「さつまの日」を中心とした青少年育成活動の定着を図り，地域ぐるみで，幼児・児童生徒，青少年の健全育成を支える体制構築に努めます。

　 ◆　ジュニアリーダークラブや高校生クラブ，青年団などの活動を支援し，青少年の地域行事への参加など自主的な活動の促進を図ります。

　 ◆　地域団体と連携し，地域に根ざしたボランティア活動を実施し，青少年の健全育成を図ります。

**Ⅲ　生涯学習の推進**

◆　町民の学習意欲を喚起し，生涯学習への関心を一層高めるため，広報活動に努め，社会教育関係団体等と連携・協力して学習講座の開催に努めます。

◆　生涯学習に関する「さつまの郷　ししょどん」（人材バンク）の活用による町民・高齢者の生きがいづくりや女性の社会参加の促進を図ります。

◆　社会教育団体や地域で活躍する人材（有志指導者）の育成及び活動支援を充実し，地域の活性化に努めます。また，地域の高齢者や人材を活用し，地域の自然・歴史・文化を学ぶ講座など，学習活動をまちづくりに活かすための講座の調査研究に努めます。

◆　地域ネットワークの拠点となる区公民館及び公民会の地域活動を支援するとともに，出前講座の実施により，地域における学習機会の拡充を図ります。

◆　学習成果の還元を図るために，情報提供や活動場所の提供，交流機会の創出，ネットワーク構築への支援などを推進し，また，町民大会を開催し，学習成果の還元及び波及を図ります。

◆　屋地楽習館や鶴田中央公民館，こども図書館の図書室の蔵書の充実や連携した検索，貸出業務の利便性の向上を図るとともに，施設の整備充実について検討を進めます。

教育基本施策５

**≪方向性≫**

**生涯を通じていきいきと元気で楽しめるスポーツの振興**

**Ⅰ　スポーツを通じた健康づくりと生涯スポーツの推進**

◆　各種スポーツ大会や教室，講座等の内容・運営方法等をより一層改善・工夫し，多様化するスポーツニーズへの対応と参加者の拡充に努めます。

◆　健康づくりのスポーツ活動に対応するため，ウォーキングやジョギング，ニュースポーツなどの軽スポーツの普及に努めます。

◆　町民が気軽にスポーツに触れ，楽しめるよう，身近な活動拠点としての学校体育施設の開放を促進し，地域におけるスポーツ行事やスポーツ同好会，スポーツ少年団等の活動の支援に努めます。

◆　地域のころばん会，サロン等の場を活用し，生涯スポーツとしてのニュースポーツの普及を図り，町民の健康づくりの支援に努めます。

◆　町民や地域のスポーツ活動をコーディネートし，支援する指導者の育成を図り，町民の健康づくり，体力づくりの促進活動の充実に努めます。

◆　コミュニティスポーツクラブなど多世代参加型のスポーツ活動を推進し，様々な年齢層のスポーツ交流を通して，元気で活力のあるまちづくりに努めます。

**Ⅱ　競技力の向上と競技団体の育成・支援**

◆　町体育協会や競技専門部会との連携・協力体制を強化・充実し，スポーツ団体の育成，競技力向上の支援に努めます。

◆　スポーツ少年団や部活動における指導力向上のため，指導者育成の強化に努め，競技スポーツの競技力向上に繋がるよう努めます。

◆　県民体育大会や県下一周駅伝等で，地区代表として出場する選手への援助や，各種競技の九州・全国大会へ出場する選手・団体への援助を行い，競技力向上の支援に努めます。

◆　競技スポーツ教室の開催やスポーツコンベンションによるスポーツ合宿等の機会を活用したスポーツ交流により競技力の向上を図ります。

◆　スポーツコンベンションによるスポーツ合宿等の受入体制充実のため，施設利用面での取り組みを促進し，利用者満足度の向上を図ります。

◆　第７５回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」の実施競技（少年ラグビー大会）を通じて，全国に本町の魅力をアピールするとともに，大会を通じた「関係人口」の構築を図り，ラグビー大会の積極的な誘致に努めスポーツコンベンションの推進を図ります。

**Ⅲ　スポーツ少年団活動を通じた青少年育成の推進**

◆　指導者や保護者の研修を通じ，「心身ともに健全で，子どもらしい明るい表情を持った元気な子どもに育てる」基本理念の意識付けを図るとともに，活動の７つの心得※を念頭に置いたスポーツ少年団活動の促進を図ります。

◆　スポーツ活動一辺倒の少年団活動や，勝利至上主義の指導などを見直し，主役である団員たちにとって，より良い活動ができるような環境整備に努めます。

※ ７つの心得

　　 １　子どものスポーツは「遊び」であり，それは「楽しく」なくてはなりません。

　　 ２　子どものスポーツで最も大切なことは，友達と一緒にプレーすることです。

３　すべての子どもに同じ時間プレーさせてあげてください。

４　子どもたちに勝ちと負けの両方を学ばせてください。

５　対外試合より，クラブでの練習を！

６　子どものスポーツバラエティに富んだ活動が大切！

７　子どもにとっての「楽しいスポーツ」にいっしょにつくりあげていきましょう！

**Ⅳ　社会体育施設の適切な維持管理と有効活用**

◆　より多くの町民が，健康づくり，体力づくりの場として，あるいは競技力向上のために社会体育施設を活用できるよう，利用者ニーズを把握し，効率的な施設運営と計画的な維持管理に努めます。

◆　学校体育施設を地域スポーツ活動の拠点とし，地域社会体育の促進が図られるよう，学校施設開放による既存施設の有効活用に努めます。

教育基本施策６

**≪方向性≫**

**歴史と文化の薫る「さつま学」の推進と郷土愛の醸成**

**Ⅰ　芸術文化の創造と郷土文化の継承**

　 ◆　町民の芸術文化への認識を高めるため，「さつま美術展」の開催や「みやんじょ吹奏楽フェスタ」，舞台芸術等の鑑賞機会の提供に努めます。

　　◆　地域の文化団体との連携を密にし，活発な活動ができるよう支援に努めます。

　　◆　民俗芸能保存事業の活用の周知と併せ，発表の場の確保等により民俗芸能伝承活動の支援に努めます。

　　◆　宮之城文化センターの老朽化が指摘されることから，計画的な改修に努めるとともに，新たな文化施設の建設について協議，検討を進めます。

　　◆　観光・文化財ボランティアガイドの育成と併せ，学校や地域の学習機会などを捉え，積極的な活動を行えるよう活躍の場の創出に努めます。

◆　指定文化財については，所有者の協力を得ながら，適正な管理に努めます。

◆　埋蔵文化財については，遺跡の性格や歴史的意義を明確にしながら保存に努めます。

◆　宮之城歴史資料センターは，県立北薩広域公園歴史ゾーンの整備と併せ，連携したイベント等の実施に努めます。

また，周遊ルートにあたる宗功寺墓地については，新たに国指定文化財として指定されたことから積極的な情報発信に努め，魅力ある歴史・観光スポットとしの拠点づくりに努めます。

◆　貴重な文化・産業遺産である永野金山と山ヶ野金山との連携したイベント等の開催により，文化・産業遺産の有効活用に努めます。

◆　鶴田和紙，薩摩切子，宮之城花器など，伝統的工芸品の保存伝承に努めます。

# 教育基本施策・教育基本項目に基づく施策

**子どもと親が安心して暮らせる幼児教育の充実**

**教育基本施策 １**



**総合施策※**



**まちのみんなで子育てを応援する教育環境の充実**

**教育基本施策　２**



**総合施策**



※総合施策　町長部局と教育委員会部局が総合的に連携して取り組む施策

※教育施策（次頁以降）　教育委員会部局が中心となり各関係課等と連携して取り組む施策

**郷土に誇りを持ち，志の高い子どもを育てる**

**学校教育の充実**

**教育基本施策　３**



**教育施策※**

|  |
| --- |
| **★　教育基本項目　★** |
| **Ⅰ　幼児教育の充実**  1　就学前教育充実 |



|  |
| --- |
| **★　教育基本項目　★** |
| **Ⅱ　教育行政の推進**  1　開かれた教育委員会運営の推進  2　教育行政の計画的で効果的施策等の推進  3　学校規模適正化の推進  4　再編小・中学校の学校運営におけるフォローアップの強化  5　安全で安心して学べる学校施設及び環境の整備 |







|  |
| --- |
| **★　教育基本項目　★** |
| **Ⅲ　学校教育の充実**  1　自己実現を図るための確かな学力の育成  2　豊かな心と健やかな体を育む教育の推進  3　多様化するニーズや社会の変化に対応した教育の推進  4　信頼される学校づくりの推進 |









|  |
| --- |
| **★　教育基本項目　★** |
| **Ⅳ　薩摩中央高等学校との連携**  1　小・中・高連携教育の推進  2　高等学校振興対策の強化 |



|  |
| --- |
| **★　教育基本項目　★** |
| **Ⅴ　学校給食の充実**  1　安全安心な学校給食の提供 |



**教育基本施策　４**

**未来につなぐ生涯学習の推進**

****

**教育施策**

|  |
| --- |
| **★　教育基本項目　★** |
| **Ⅰ　家庭教育の推進**  1　家庭教育学級や講座等の推進  （あらゆる機会における意識啓発と学ぶ機会の拡充）  2　ＰＴＡ活動の推進・充実  3　「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進（再掲）  4　子どもの読書活動の推進  5　家庭教育に関する相談体制の充実 |



|  |
| --- |
| **★　教育基本項目　★** |
| **Ⅱ　青少年の健全育成**  1 学校・地域団体との連携及び「さつまの日」を中心とした健全育成の  体制整備  2　地域おける体験学習の推進による青少年の育成  3　青少年クラブの育成と自主的活動の推進  （個性豊かでたくましい青少年の育成）  4　非行防止体制の充実  5　人権教育・人権啓発の取り組みの充実  6　有害図書から守るための取り組みの推進 |



|  |
| --- |
| **★　教育基本項目　★** |
| **Ⅲ　生涯学習の推進**  1　魅力ある生涯学習講座の開設及び生涯学習環境の充実  2　区公民館及び公民会活動の充実  3　人材バンク活用等による社会参加の促進  4　社会教育団体及び有志指導者の育成  5　学習成果の還元の機会や場の提供  6　人権意識の高揚を図る啓発・広報活動の充実（再掲）  7　人権学習の機会の充実（再掲）  8　子ども読書活動推進計画に基づく図書室（館）事業の充実  9　社会教育施設の改修と有効利用の促進 |



**教育基本施策　５**

**生涯を通じていきいきと元気で楽しめる**

**スポーツの振興**

****

**教育施策**

|  |
| --- |
| **★　教育基本項目　★** |
| **Ⅰ　スポーツを通じた健康づくりと生涯スポーツの推進**  1　各種大会，教室内容等の充実  2　ニュースポーツの普及促進  3　学校体育施設の利用促進  4　地域スポーツコーディネーターの育成  5　多世代参加型スポーツ活動の支援 |



|  |
| --- |
| **★　教育基本項目　★** |
| **Ⅱ　競技力の向上と団体等の育成・支援**  1　競技スポーツ教室等の開催  2　県体や全国大会等出場選手の支援  3　町体育協会等との連携強化  4　スポーツ少年団指導者育成の強化  5　スポーツ合宿の施設利用の充実  6　第７５回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」・かごし大会  第２０回全国障害者スポーツ大会の開催 |



|  |
| --- |
| **★　教育基本項目　★** |
| **Ⅲ　スポーツ少年団活動を通じた青少年育成の促進**  1　スポーツ少年団指導者，保護者の研修  2　適切な活動のための環境整備  **Ⅳ　社会体育施設の適切な維持管理と有効活用の促進**  1　利用者ニーズの把握と効率的運営  2　既存施設の有効活用 |



|  |
| --- |
| **★　教育基本項目　★** |
| **Ⅴ　社会体育施設の適切な維持管理と有効活用の促進**  1　利用者ニーズの把握と効率的運営  2　既存施設の有効活用 |



**教育基本施策　６**

**歴史と文化の薫る「さつま学」の推進と**

**郷土愛の醸成**



**教育施策**

|  |
| --- |
| **★　教育基本項目　★** |
| **Ⅰ　芸術文化の創造と郷土文化の継承**  １　新たな文化施設等の建設  ２　国指定宮之城島津家墓所の活用  ３　芸術文化の鑑賞及び活動機会の提供  （芸術文化の創造と地域性豊かな文化づくりの推進）  ４　文化施設の管理と充実  ５　郷土の文化財の保存と活用  （歴史民俗資料館施設の活用と充実）  ６　観光・文化財ボランティアの育成と活躍の場の創出  ７　伝統的工芸品の伝承活動の促進 |





# 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては，町長と教育委員会で構成する「さつま町総合教育会議」での協議のほか，関係各課と十分に協議・調整を行い，教育大綱の基本理念の実現に向けた取り組みを推進します。

また，本計画に基づき，毎年度策定する「教育行政の概要」において，当該年度における施策や事務事業を明らかにするとともに，取り組み結果については，「教育委員会の事務に関する点検評価報告書」として毎年度作成します。

さらに，「教育に関し学識経験を有する者からの知見と活用」による外部評価を行い，外部評価委員の意見等を付して議会に提出するとともに，町ホームページで公表します。

施策の点検・評価・見直し本計画を確実に推進するため，計画（Plan），実行（Do），評価（Check），改善（Act）のマネジメントサイクル（PDCA サイクル）により，計画の進行管理を行います。

**改善**

**評価**

**実施**

**計画**

P D C A

サイクル

**PLAN**

**DO**

**CHECK**

**ACTION**

点検・評価・見直しの中で取り組み内容の見直しや新規事業の企画・立案などを行います。

なお，本計画は計画の進捗状況のフォローアップの結果や社会環境の変化等の状況を踏まえ，必要に応じ見直しを行うこととします。

# 資　　料

* さつま町教育振興基本計画（平成27年3月策定）後期計画

【基本目標】　**「教育と文化の薫る生涯学習推進のまち」**

基本理念Ⅰ

時代の変化に主体的に対応できる人間性豊かでたくましい人材の育成

基本理念Ⅱ

「さつま町」の教育的な伝統や風土を生かした活力ある教育活動の推進

【教育目標】

人格形成の基礎を培う幼児教育の充実

主な取り組み①・・・就学前教育の充実

主な取り組み②・・・幼稚園における子育て支援の充実

自立する力を育て，郷土に誇りをもつ志の高い児童生徒を育成する学校教育の推進

主な取り組み①・・・自己実現を図るための確かな学力の育成

主な取り組み②・・・豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

主な取り組み③・・・多様化するニーズや社会の変化に対応した教育の推進

主な取り組み④・・・信頼される学校づくりの推進

家庭の教育力の再生・地域の教育力の向上

主な取り組み①・・・家庭教育の推進

主な取り組み②・・・青少年が健やかに育つ地域の教育環境の充実

町民・地域が一体となった生涯学習・スポーツ・文化の創造

主な取り組み①・・・生涯学習推進体制及び生涯学習環境の充実

主な取り組み②・・・生涯スポーツの振興

主な取り組み③・・・芸術文化の創造と郷土文化の継承

* さつま町立小・中学校規模適正化計画　第2次再編計画　　　　　　　（平成29年10月策定）

【学校規模適正化　第2次再編計画の方針】

第1次再編計画に引き続き，複式学級の解消を基本とし，平成28年度の各学校の実態や今後の児童数の推移より検討する。

【再編計画】

○小学校

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 目標年次 | 再編対象校 | 再編場所 |
| 平成34年4月 | 鶴田小学校  流水小学校 | 現　鶴田中学校 |
| ― | 求名小学校  永野小学校  中津川小学校 | 現　薩摩中学校 |

○中学校　（※さつま町立小・中学校規模適正化計画第1次再編計画より）

平成31年4月より，さつま町内すべての中学校（山崎中学校，宮之城中学校，鶴田中学校，薩摩中学校）が再編し，宮之城中学校となる。

○通学手段について

1. 通学方法

通学に利用できる民間路線及びコミュニティーバス・乗合タクシーを優先して利用する。

運行便数は，登校1便，下校2便とする。

2. 費用負担

全額町負担とする。

さつま町教育振興基本計画検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　教育基本法（平成18年法律第120号）第１７条第２項の規定に基づき，本町の実情に応じた教育振興の施策に関する基本計画を検討するため，さつま町教育振興基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は，さつま町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）から諮問された事項を審議し，その結果を教育長に答申する。

（組織）

第３条　委員会は，２０人以内の委員で組織する。

２　委員は，教育について，識見を有する者のうちから，教育長が委嘱する。

３　委員の任期は，委員会における審議結果を教育長に答申するまでの間とする。

（会長及び副会長）

第４条　委員会に，会長及び副会長を各１人置き，委員の互選によりこれを定める。

２　会長は，委員会の会務を総理し，委員会を代表する。

３　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき，又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議（以下「会議」という。）は，会長が招集する。

２　会議は，委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

３　会長は，会議の議長となり，議事を整理する。

４　会長は，審議のため必要があると認めたときは，関係職員その他会長が適当と認める者を会議に出席させ，関係事務について説明させ，又は意見を述べさせることができる。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は，教育委員会教育総務課において処理する。

（その他）

第７条　この告示に定められたもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附　則

この告示は，平成２１年６月１日から施行する。

附　則

この告示は，平成３１年４月１日から施行する。

さつま町教育振興基本計画検討委員会経過記録

|  |
| --- |
| **平成３１（令和元）年度** |
| １　教育振興基本計画策定に係るアンケート調査の内容等についての審議，決定（定例教育委員会）  ２　アンケート調査の実施  　　９月２日～１０月１５日  　　【幼稚園・保育園】　保護者，園長，教諭  　　【小学校】　小学校３年生の保護者  小学校５・６年生児  小学校長，教諭  　　【中学校】　２・３年生の保護者各１学級選出  　　　　　　　　２・３年生の生徒各１学級選出  　　　　　　　　中学校長，教諭  　　　　　　　　各区公民館長 |
|
| 第１回検討委員会  令和元年１１月２６日（火）  ア　委嘱状交付  イ　会長，副会長の選出  ウ　教育大綱及び教育振興計画（素案）について  エ アンケート調査の結果について  オ　今後の進め方等について |
| さつま町総合教育会議  令和２年１月２８日（火）開催  さつま町教育大綱（案）審議，決定（町長，教育長，教育委員） |
| 令和元年１月２４日（金）  ※　各委員に教育振興基本計画（案）を事前送付 |
| 第２回検討委員会  令和２年１月３０日（木）  　 　教育振興基本計画（案）の審議 |
| 第２回検討委員会（中止），検討委員への計画（案）配布，  令和２年３月３日（月）～令和２年３月１２日（木）  教育振興基本計画（最終案）に対する意見，要望等の提出 |
| ●　会長，副会長  最終案に対する意見，要望等の修正及び最終決定  ●　第２次さつま町教育振興基本計画製本，印刷配布 |



【発行】　さつま町教育委員会

【編集】　教育総務課

　　　　　　 　　　　　〒８９５－１８０３

　　　　　　　 　　　　鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地１５６５番地２

　　　　　　　　 　　　ＴＥＬ　０９９６－５３－１１１１

　　　　　　　　 　　　ＦＡＸ　０９９６－５３－０００７

　　　　　　　　 　　　ＵＲＬ　<http://www.satsuma-net.jp>

　　　　　　　　 　　　E-mail [kyoui@satsuma-net.jp](mailto:ki-kikaku@satsuma-net.jp)

　　　　　　　　　　　令和２年４月発行

